

平成 26 年度 第 6 回豊能町教育委員会会議（9 月定例会）会議録

日 時：平成 26 年 9 月 25 日（金） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 28 分

場 所：豊能町役場（2 階）大会議室

出席者：教育委員 太田 佳子委員長 古谷 治委員長職務代理 川村 新委員
岸本 恵子委員 石塚 謙二教育長
事務局 今中教育次長 塩山教育総務課長 小田教育支援課主幹
船曳生涯学習課長 川西教育支援課子ども支援室長
入江教育総務課課長補佐

会議次第

1. 議長（委員長）あいさつ

2. 議 事

- ・ 第 15 号議案 平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について
- ・ 第 16 号議案 豊能町立文化ホール運営協議会委員の委嘱について

3. 協議事項

- ・ 今後の学校配置等に関することについて

開会 午前 9 時 30 分

1. 議長（委員長）あいさつ

議 長：ただいまの出席委員は 5 名です。過半数に達していますので、ただいまから 9 月度の教育委員会を開会いたします。会議録署名人を古谷治委員にお願いいたします。

本日は、第 15 号議案「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」の他 1 議案を議題といたします。

2. 議 事

- ・ 第 15 号議案 平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について

議 長：第 15 号議案は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱いますので、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により秘密会として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

（委員：全員異議なし）

議 長：全員異議なしと認めますので、本日の議案は、秘密会といたします。

議 長：それでは、第 15 号議案「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」の提案理由を求めます。

事務局：(第 15 号議案について、議案書「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」に基づき説明)

(質疑応答)

議 長：質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま提案のありました第 15 号議案「平成 26 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」賛成の方の挙手を求めます。

議 長：挙手全員であります。第 15 号議案は可決されました。

議 長：第 15 号議案が終了いたしましたので、秘密会を解きます。

議 長：それでは、次に第 16 号議案「豊能町立文化ホール運営協議会委員の委嘱について」の提案理由を求めます。

事務局：(第 16 号議案について、議案書「豊能町立文化ホール運営協議会委員の委嘱について」に基づき説明)

(質疑応答)

委 員：この運営協議会は何人で運営していくのか。

事務局：委員 3 名、ユーベルホール館長、生涯学習課の課長補佐も入って計 5 名での運営していく予定です。

委 員：委員の任期は、いつからいつまでの何年か。

事務局：任期は委嘱の日から 2 年間。第 1 回目の運営協議会を 11 月に予定しているので、そこから 2 年間となる。

委 員：これまで、しばらく休会していたので、今回再開するまでの経緯を説明してほしい。

事務局：平成 22 年度に生涯学習課が西公民館に移転したことにともない、生涯学習が所管している施設全体を拠点化した運営を行うため、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、文化ホール運営協議会委員を統合し社会教育委員 11 名で運営をしてきたが、それぞれの専門分野の方に集まっていたため、なかなか論点がしぼれず包括的な話になってしまっていた。今回、図書館協議会委員と文化ホール運営協議会委員を単独で再開して、議論を深めたいと思い提案した。

委 員：委員報酬は日額 7 千円となっているが、どれぐらいの頻度で開くのか。

事務局：今年度は初回を11月に予定しているのですが、これを含め来年3月までに2回ないし3回を予定している。1年間で年4回ぐらいを想定している。

委員：年4回は予算的な面で決めているのか。

事務局：予算的な面で年4回を想定している。必要があれば、予算面も対応していく。

委員：社会教育委員や図書館協議会委員の開催は年間何回ぐらいなのか。

事務局：社会教育委員会も年4回程度予定。公民館運営審議会は休会中であり社会教育委員会の中で審議する。図書館協議会は今年度3回予定で、年間では4回を予定している。

委員：統合していたものを分けるので、文化ホール運営協議会で館長からしっかりと趣旨説明をしていただき、集中審議できるようにしてほしい。

議長：質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま提案のありました第16号議案「豊能町立文化ホール運営協議会委員の委嘱について」賛成の方の挙手を求めます。

議長：挙手全員であります。第16号議案は可決されました。

3. 協議事項

議長：次に「協議事項」の「今後の学校配置等に関すること」について、事務局の説明を求めます。

事務局：「今後の学校配置等に関すること」の資料について説明。

教育長：本日の説明資料等は、西地区の統合を決定するものではない。小中一貫や保幼小中一貫での学校再配置ということで、仮に中学校に小学校を統合、又は隣接させた場合には、どのような事が考えられるか、補助はどうかという議論ができたらと思っている。

事務局：「保幼の一体化と小学校の連携について」の資料について説明。

委員：吉川保育所の定員がいつぱいの状況はわかるが、保育施設を3・4・5歳の幼児（ひかり幼稚園）と、0・1・2歳の乳児（吉川保育所）で分けた時に、2か所に通所する世帯がどの程度いるか予測しているのか。

事務局：乳児と幼児がいる世帯の数は把握していないが、想定はしている。その場合、朝早く預かる場合が多い吉川保育所に幼児も預けていただいて、ひかり幼稚園の通園時間に、吉川保育所に寄って幼児を乗せてひかり幼稚園まで移動させることができないか検討している。今は、ざっくりとした想定だが、なるべく保護者の負担が少ないように検討していきたい。

委員：施設を分けて保育する時期は平成28年度からなのか。

事務局：平成28年度ぐらいからを想定しているが、平成27年度からの新制度で、保育ニーズがど

のように動くのか読めない状況です。幼稚園の形を選ぶのか、保育所の形を選ぶのか、また保育料も関係するので保護者の選択が見えてこない。今後の半年で、来年度の申込み状況が見えてくれば、状況がわかると思う。

委員：新聞等で、新制度では大規模な認定こども園になると補助が減るので、認定こども園を返上する動きがあるようだが、本町でもそのような状況になるのか。

事務局：私学の認定こども園では、新制度での運営費の算定の差額（減額）が大きいので、今までどおりの私学助成でいく選択をしている施設があるが、公立施設の場合は関係ない。

委員：保育料の話で、本町では2人入所していたら2人目が無料となっているが、年が離れていると対象外ときくが、制度が変われば見直すのか。

事務局：国の方針では、幼稚園は小学校3年生までの子どもについて2人目半額、3人目無料。保育所では、就学前の子どもについて2人目半額、3人目無料。現在、本町では就学前の施設であれば（幼稚園、保育所問わず）2人目以降は全て無料としているが、ニーズ調査では就学前の施設のみを対象では不公平があるとの意見が多いので、国の基準も踏まえ検討していきたい。

委員：子どもの発達状態を考慮すると、小学校6年、中学校3年を違う部分で分けたらどうかという意見もある。そのようなことから、施設は隣接もしくは同一敷地の方が良いと思う。場所も西地区では真ん中にある中学校あたりになるのではと思う。

教育長：まだ、国の制度がどのようなになるか定かではないが、国の関係者とも話をしているが、6・3制維持の考えは難しいのではないかという認識だと思う。身体的な成長、文化・社会状況の変化等で、4年、5年で分ける考えもあるが、どこで分けるのかは一概に言えない。その判断を自治体が担うということになるかもしれない。ただ、小中一貫を実践している80%以上の自治体で成果があるとのことである。保幼小中との段差を考慮し、カリキュラムを工夫したり、教育活動を合同で行うというようなことも必要である。

委員：小中一貫の施設で、間仕切りなどで分離型にするのか、しないのかを判断する際は、全国的な状況もあるかと思うが、現場の先生や、可能なら子どもの意見も聴きいてもらいたい。

委員：変革する時は、教員の負担になるので、教育委員会や事務局でしっかりとしたビジョンを示し、学校の意見を集約しないと、一つの方向にまとまらないのではないかと。施設については、一体型又は隣接型が良いのではないかと思う。分離型では一貫教育やカリキュラム連携は進みにくいと思う。授業改革を踏まえると教員の交流がしやすい状況をつくるのが大事だと思う。

委員：教育委員会や事務局のビジョンは必要だと思うが、柔軟性がある段階で意見を聴いてほしい。

教育長：この件については、来年度からの新制度である総合教育会議での町長と教育委員会での話の中で、教育委員会の考えを基本に今後どうするかを協議し、それから学校配置の話という流れになるのではないかと。それは来年、再来年に実施ということにはならない。教育課程、地域連携、設計等の様々な検討が必要で3年は要すると思う。そうすると30年度とか31年度とかの想定になる。総合教育会議で最終決定するというものではない。財政状況を勘案しての話なので理想的にいくかどうかはわからない。大きな課題なので、慎重に意見を醸成

していこうと思う。事務局ではこうしたいけど、教育委員会ではどうなのか、というような柔軟性を持って進めたい。また、初等教育と中等教育の学校文化があると思うので、1年生から9年生までが、ごちゃごちゃいる状況にはなりづらいと思う。小学部と中学部が廊下でつながり、共用スペースもあるという状況もありえると思う。技術的なことだが、小中学校の9年間の学校として認可申請するのか、それとも小学校と中学校があって認可申請するのかによって、校長、教頭の人数とか教員数にも関係してくるので、その点も考慮して理想像を探るのではと思っている。

委員：ビジョンについての話は抽象的な感じがする。事務局でたたき案を示し、その案に固執するわけではないが、たたき案で様々な問題を検討しないと、まとまらないのではないかと。対外的に説明するにしても、抽象的な感じがする。

委員：青写真のようなものがいつかは必要だと思うが、例えば、学校に1年から9年まで入れて、玄関は1つとか、小学校と中学校は独立しているがつながっていて、玄関は2つ、第二体育館があるとか。保幼はどうするとか。そのような点について意見が出れば、事務局としても動きやすいと思う。

委員：例えば、学校の現況の配置図とプランがあって、どう施設配置するのか検討していくやり方と、1年生から9年生までをどうするのか議論した後に施設配置案をつくるやり方があると思うが、私は労力はいると思うが、両方見ながら議論したいと思う。

委員：施設を一体で9学年全てを入れるのか、少し離れて施設を分けるのかで予算も大きく変わってくると思う。そのあたりの一定の方向だけは決めておいた方がよい。

教育長：仮に、平成30年度頃に吉川中学校に西地区の小学校が全て入ることを想定し、普通教室や特別教室の数は足りるかどうかが、第2体育館の必要性、保幼の位置をどうするのか、施設の接続方法など等を踏まえ、事務局で平面図を作成してみる。

委員：例えば、普通教室や特別教室等が不足するならば、施設の跡地の活用も含めて提案することになるかもしれない。

委員：資料では普通教室と特別教室しかないが、小学校が動くなら多目的教室もないと、生活科や総合的な時間の授業ができないと思う。

教育長：方向性として、決定ではないが、西地区に保幼の施設の小学校と中学校が機能する施設を置いて、つなげる。教室は、普通教室と特別教室、それ以外のユーティリティなスペースが必要である。それは共用スペースになるかもしれない。また、体育館やプールの機能が十分であるかどうかも含めて、1つの例として、現在の中学校の敷地で検討するということが良いか。

議長：教育長の考えでよろしいでしょうか。(委員賛成)

事務局：スクールバスの購入費の国庫補助については、学校統合等の場合、小学校で4キロ、中学校では6キロ以上の遠距離通学となればスクールバスの購入費の国庫補助対象となるが、西地区の吉川中学校あたりで見た場合、全て4キロ圏内となり補助対象とならない。町が独自で走らせる場合の制限はない。

議長：本日の協議は、これで終了します。

4. 報告事項

報告事項1：9月定例議会の報告について

報告事項2：教育委員会事務局内の人事異動について

報告事項3：今年度の全国学力・学習状況調査について

報告事項4：生涯学習課の事業について

議長：以上で、本日の案件は全て終了しました。教育委員会会議を閉会いたします。

○10月度の教育委員会会議について

*10月30日（木）午前9時30分開催予定

○11月度の教育委員会会議について

*11月26日（水）午後3時開催予定

閉会 午前11時28分

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する

平成 26年 10月 29日 署名

豊能町教育委員会
委員長

会議録署名人

太田佳子

古谷 治